

施設内における落とし物の 取扱いについて

～施設占有者のみなさまへ～

広島県警察本部

総務部会計課



目次



- 1 遺失物法の概要
- 2 遺失物の取扱いの基本的な流れ
- 3 施設内での拾得物の取扱い
- 4 特例施設占有者について
- 5 広島県警察からのご案内

1 遺失物法の概要



○遺失物法とは



明治32年に制定された遺失物法は、拾得者による遺失物等の警察署長等への差し出し及び遺失者による報労金の支払い等に関する制度を定めているものです。

平成19年12月10日には遺失物法の改正が行われ、「物件の所有権が拾得者に移転するために要する期間の短縮」、「個人情報関連物件に係る、拾得者への所有権帰属の制限」など、物件の取扱いに係る制度が整理されました。また、施設における物件の取扱いについては、路上における物件の取扱いと明確に区分されており、前者においては、施設占有者に一定の義務が課せられています。

施設占有者の義務

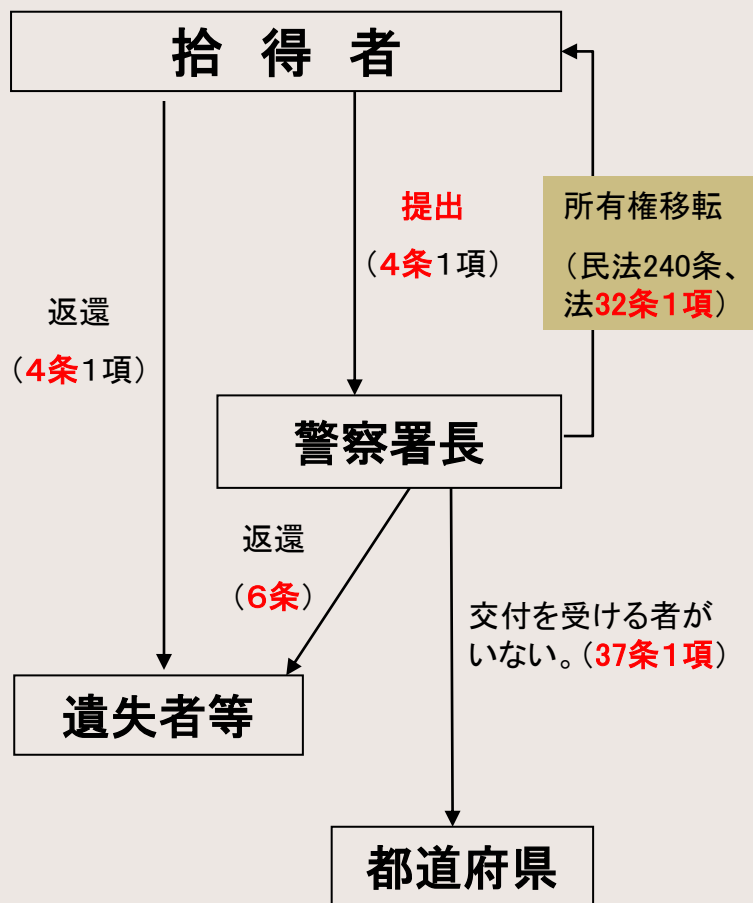
- ① 施設内で自ら拾得した物件を提出書と併せて警察署長へ提出すること。**
- ② 施設内でお客様等が拾得した物件の交付を受け、当該物件を警察署長へ提出すること。**
- ③ 施設内における拾得物件の情報を掲示すること。**

2 遺失物の取扱いの 基本的な流れ

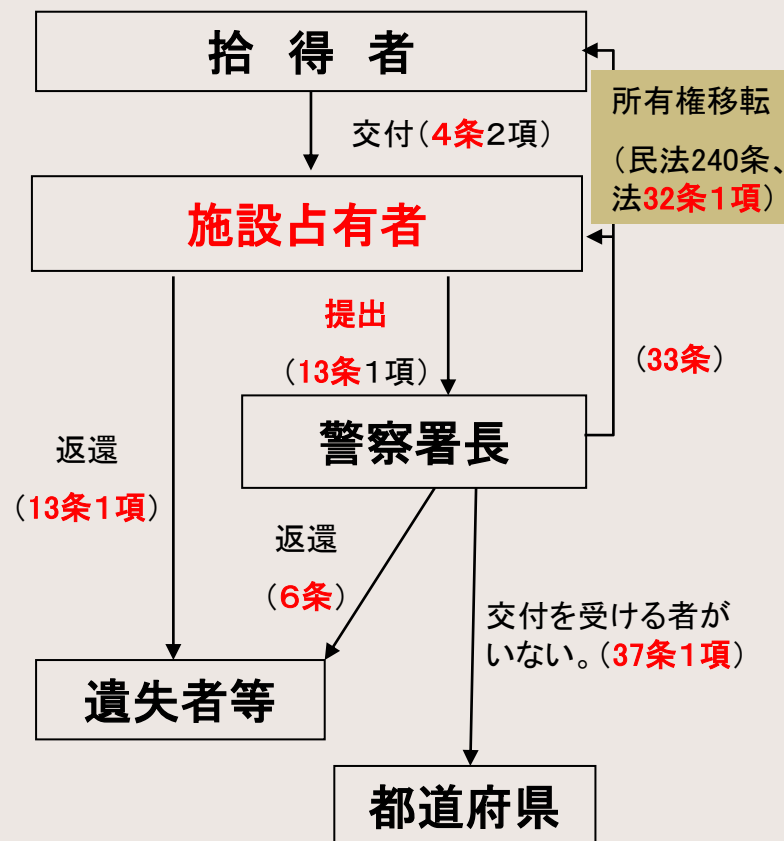


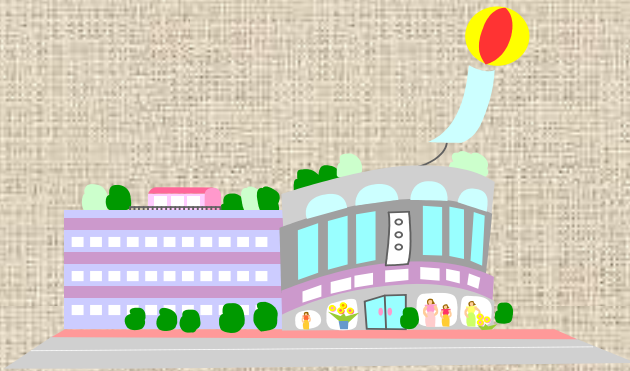
遺失物の取扱いの基本的な流れ

〔 路上等で拾得された場合 〕



〔 管理に当たる者が常駐する施設内 (駅、デパート等)で拾得された場合 〕





3 施設内での 拾得物の取扱い



ア 施設占有者の義務について

- ① 「施設内で物件を自ら拾得した場合」及び「施設内で物件を拾得したお客様等から物件の交付を受けた場合」は、提出書と併せて、物件を警察署長へ提出すること。

【提出書】

施設占有者から警察署長へ物件を提出する際に必要となる提出書には、

○ 物件に関する事項

- 物件の種類及び特徴
- 物件の拾得の日時及び場所
- 物件の交付の日時

○ 施設占有者及び物件を拾得したお客様等に関する事項

- 施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- お客様等の氏名等及び電話番号その他の連絡先（権利を放棄した場合を除きます。）
- 施設占有者及びお客様等の報労金請求権等の有無
- 氏名等の告知の同意の有無

について記載する必要があります。（※警察署長へ提出するものと同様のものを控えとして施設で保管してください。）

「物件の種類及び特徴」とは...

種類: 傘、かばんといった物件の分類や名称等

特徴: 色、形状、模様、材質等

「物件の交付の日時」とは...



施設内で物件を拾得したお客様等が、施設占有者に物件を提出した日時

※施設占有者が自ら物件を拾得した場合は記載不要です。

提出書の様式について...

「提出書」は規則等において様式が定められていないため、記載事項を満たしたものであれば、施設占有者が任意の書式によって記載することができます。

※提出書のモデル様式については、県警ホームページに掲載しておりますので、希望する施設占有者は印刷したものを使用してください。

場所: [広島県警察トップ](#) > [広島県落とし物情報](#) > [落とし物](#) > [様式ダウンロード](#)

【警察署長への提出】

□ 施設占有者が自ら施設内で拾得した物件について

物件を拾得してから7日以内に警察署長へ提出しなかった場合、所有権等の権利を喪失します。ただし、この期限の日が休日(土、日、祝日及び年末年始)に当たる場合は、当該休日の翌日まで期限が延長されます。

□ 施設内でお客様等が拾得した物件について

お客様等が施設内で拾得した物件を拾得した時から24時間以内に施設占有者に交付しなかった場合、お客様等は、所有権等の権利を喪失します。ただし、拾得日の翌日が当該施設の休業日である場合は、休業日の時間は計算に含まれません。

☆留意点☆

遺失者への早期返還のため、速やかに施設占有者から警察署長へ物件の提出を行って頂くことが好ましいです。ただし、遺失者から直接施設に連絡があり、「〇日までは保管しておいてほしい。」等の要望があった場合には、施設占有者から遺失者へ直接返還を行うことも、方法の一つです。

※遺失物法では、施設占有者に「拾得物件の遺失者への返還」「拾得物件の警察署長への提出」のいずれかを行う事が義務づけられています。

【権利関係】

- 施設占有者が自ら施設内で拾得した物件
施設占有者...所有権及び報労金を受ける権利を主張することができます。
- 施設内でお客様等が拾得した物件
お客様等...所有権及び報労金を受ける権利の二分の一を主張することができます。
施設占有者...報労金を受ける権利の二分の一を主張することができます。ただし、お客様等が所有権を放棄(又は失権)している場合には、施設占有者が所有権を主張することが可能となります。

☆留意点☆

- ・ 氏名等告知に同意がない場合は、報労金を受ける権利を主張することはできません。
- ・ 個人情報関連物件については、所有権を主張することはできません。(※報労金を受ける権利は主張することができます。)

※個人情報関連物件とは・・・



内容	該当例
個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書，図面又は電磁的記録	運転免許証，健康保険証，預金通帳，クレジットカード，キャッシュカード など
個人の秘密に属する事項が記録された文書，図面又は電磁的記録	手帳，備忘録，カルテ，電子手帳，カメラ付き携帯ゲーム機，写真（個人が特定できるもの） など
遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書，図面又は電磁的記録	住所録，携帯電話，同窓会名簿 など
個人データベース等が記録された文書，図面又は電磁的記録	企業の顧客リスト など

② お客様等から、施設内で拾得した物件の交付を受けること。

【お客様等から物件の交付を受けた際の対応】

I お客様等への確認事項

- ・ 拾得日時及び拾得場所
- ・ 氏名、住所及び連絡先
- ・ 権利関係(失権でない場合)

☆留意点☆

- ・ 権利確認の際に、お客様等が氏名等の告知に同意しない場合は、報労金を受けられる権利を主張することができない旨を説明してください。
- ・ 個人情報関連物件については、所有権を主張することができない旨を説明してください。(※報労金を受けられる権利は主張できます。)

II 書面(預り書)の交付

お客様等からの書面(預り書)の請求に基づき、書面(預り書)をお客様等へ交付してください。書面(預り書)には、

- ・ 物件の種類及び特徴
 - ・ 物件の交付を受けた日時
 - ・ 施設の名称及び所在地、施設占有者の氏名(名称及び代表者名)
- を記載する必要があり、様式は任意のもので構いません。



「お客様等からの請求に基づき」とは...

お客様等から、書面の交付を求める意思表示があったときをいいます。

※ 必ずしもお客様等がこの規定を熟知しているとは限らないため、お客様等に対し、書面の交付を希望するか否かについて意思を確認してください。また、拾得された物件の所有権等をお客様等が取得する権利を保護するためにも、拾得者が物件に関する権利を放棄しない旨の意思表示をしているときは、交付することが望ましいです。



<参考>

施設内で物件を拾得したお客様等は、施設占有者に物件を交付することとなっていますが、施設占有者に交付せず、直接警察署等へ提出を行った拾得者に対して、警察は次のとおり対応します。

■施設内での拾得物件を直接警察署等へ提出することに、施設占有者の同意が得られたとき(予め文書により同意を得たものを含む。)

→拾得者が施設占有者に交付を行ったものとみなし、拾得者が施設占有者の使用者の立場で提出したものとみなして取り扱います。

※この場合、提出を受けた警察署は、施設占有者が遺失者からの問い合わせに適切に対応できるようにするとともに、掲示等を行うことができるようにするため、物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を施設占有者に通知します。

■施設内での拾得物件を直接警察署等へ提出することに、施設占有者の同意が得られなかったとき

→拾得者に対し、施設占有者に交付すること及び拾得のときから24時間以内に施設占有者に物件を交付しなかった場合、物件に関する権利が失われる旨を教示します。

③ 施設内における拾得物件の情報を掲示すること。

「施設内で施設占有者が自ら物件を拾得した場合」及び「拾得者から、施設内で拾得した物件の交付を施設占有者が受けた場合」には、施設の利用者の見やすい場所に拾得物件に係る情報を掲示するか、これに代わるものとして書面を備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしておく必要があります。

【掲示(閲覧)書面への記載事項】

- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時及び場所

【掲示(閲覧)の期間】

物件の遺失者が判明するまでの間又は物件を警察署長に提出するまでの間のいずれか早いときまで

☆留意点☆

掲示(閲覧)書面に記載する内容については、「なりすまし」を防止するため、物件を特定できるような詳細を掲載しないください。

(記載例 : 〇月〇日〇時、店内2階、財布、現金千円以上在中)

└ 色や材質を記載しないこと

イ 遺失者への対応について

既に警察署長へ提出した物件について、遺失者から施設占有者へ問い合わせがあった場合は、

- ・ 届出先の警察署名
- ・ 警察署長へ提出した際に交付された、受理番号
- ・ 施設占有者における整理番号

を遺失者に教示し、必ず事前に警察署へ電話連絡するように伝えてください。

(警察署の受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。)

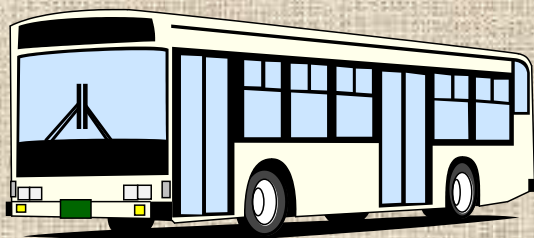
ウ 施設占有者又は特例施設占有者に対する罰則

遺失物法では、施設占有者又は特例施設占有者に対する罰則規定が次のとおり定められています。

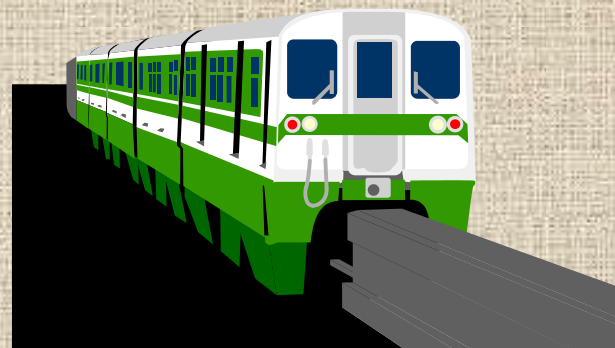
- ・ 警察署長からの指示に違反した者
→ 6月の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 拾得者への書面交付義務違反、虚偽記載、虚偽の資料提出
→ 30万円以下の罰金



☆遺失者への早期返還のため、警察署長への速やかな提出をよろしく願い
します！！



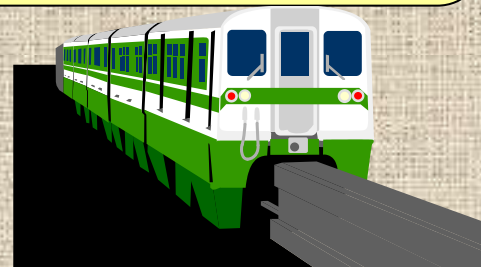
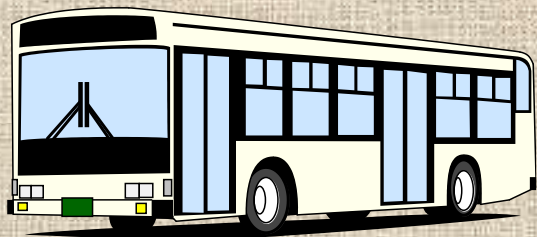
4 特例施設占有者について



○特例施設占有者とは

交通機関や店舗などの施設占有者のうち特例施設占有者となるのは、次の①～④の一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会の指定を受けた施設占有者(⑤)です。

- ① 鉄道事業法に規定する一定の**鉄道事業(旅客の運送を行うものに限る。)**の用に供する**施設(旅客の利用に供するものに限る。)**に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの。



- ② 道路運送法に規定する**一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設(旅客の利用に供するものに限る。)**に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの。

③ 海上運送法に規定する**一般旅客定期航路事業の用に供する施設**(旅客の利用に供するものに限る。)に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの。



④ 航空法に規定する**国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業**(旅客を運送するものに限る。)の用に供する**施設**(旅客の利用に供するものに限る。)に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの。

⑤ 不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であって、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会が指定したもの。

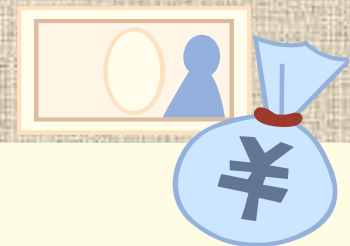
- ・ 交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が①から④に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。
- ・ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ執行を終わり2年以上経過しないなどの欠格事由に該当しない者であること。
- ・ 交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

○特例施設占有者における拾得物の取扱いについて

- ・ 特例施設占有者は、二週間以内に拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その拾得物を自ら保管することが可能となります。

取り扱った物件を自ら保管するか、又は警察署長に提出するかは、特例施設占有者自身の判断によることとなります。これは、個々の物件について判断するものであるため、例えば、特定の種類の物件については、すべて警察署長に提出せず、自ら保管することも可能です。

※ただし、次に挙げる物件については、特例施設占有者であっても警察署長への提出が免除されないため、現行どおり一週間以内に警察署長へ提出してください。



- ・ 10万円以上の現金
- ・ 額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券
- ・ 貴金属、宝石その他の物であって、その価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められるもの

・拾得物を自ら保管する場合

特例施設占有者が、自ら物件を保管する場合には、保管する物件に関する事項を記載した帳簿を備え付けることとなります。

※特例施設占有者において自ら保管する物件についても、遺失者の判明していない物件は、警察においてホームページにより公表しなければなりません。特例施設占有者が保管する物件については、警察が保管する物件とは区別して公表を行い、問い合わせ先を明記することとなります。

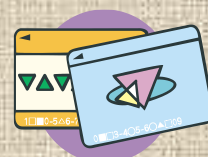
また、

- ・ 遺失者が判明したとき
- ・ 遺失者に物件を返還するとき
- ・ 遺失者が判明せず、拾得者に所有権が移転するとき 等

には、必要に応じて、遺失者及び拾得者に所要の通知を行うこととなります。

☆留意点☆

- ・ 遺失者に物件を返還するとき、所有権を取得した拾得者に物件を引き渡すときは、本人確認を確実に行わなければなりません。
- ・ 個人情報関連物件は、3か月の保管期間中に遺失者が判明しなかった場合でも、所有権は拾得者に移転しません。



遺失物法施行規則別記様式 第15号



特例施設占有者において拾得物を保管する場合は、電磁的記録(データ)による届出又は次の様式による書面の届出が必要となります。

別記様式第11号 (第31条、第32条、第33条関係)

保管物件 物件売却 物件処分		届出書			
第17条 遺失物法 第20条第3項の規定により届出をします。 第21条第2項					
警察署長 殿		年 月 日			
氏名又は名称					
住所又は所在地					
電話番号その他の連絡先					
※受理番号					
保管施設の名称等	名称 所在地 電話番号その他の連絡先				
番号	物件の種類及び特徴等		拾得日時・場所	交付日時	整理番号
	現金	物品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
備考					

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
 - 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 印のある欄については該当の□内にレ印を付すこと。
 - 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
 - 予定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- ・ 傘や衣類など、大量・安価な物件等は、二週間以内に遺失者が判明しない場合で、事前に届出をしたときは、売却することができます。

売却できる主な物

- 1 傘
- 2 衣服
- 3 履物
- 4 ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルトその他衣類と共に身に付ける繊維製品又は皮革製品

その他、滅失又は毀損するおそれのある物件等についても、事前に届出をしたときは、売却することができます。

※売却した場合、売却による代金から売却に要した費用を差し引いた残金を物件とみなし、保管することとなります。

【売却の方法】

原則、一般競争入札又は競り売りによるものとします。ただし、次に掲げる物件については、随意契約により売却することができます。

- ・速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物
- ・一般競争入札等に付したが、買受けの申込みをする者がなかった物
- ・売却による代金の見込額が一万円を超えないと認められる物

- ・ 売却につき買受人がない場合等において、事前に届出をしたとき(売却の際に届出をしている場合を除く)は、物件の廃棄その他の処分をすることができます。

廃棄等の処分ができる場合

- 1 売却につき買受人がないとき
- 2 売却代金の見込額が売却費用に満たないと認められるとき
- 3 売却することができないと認められるとき

★売却及び処分の方法は、警察署長による場合と同様です。





5 広島県警察からのご案内



○遺失物管理ツールについて

遺失物管理ツールとは、施設内で拾得された物件の情報を施設占有者においてデータ管理することにより、施設占有者における遺失物業務の効率化を図るために広島県警察が開発したものです。

遺失物管理ツールを使用することにより、

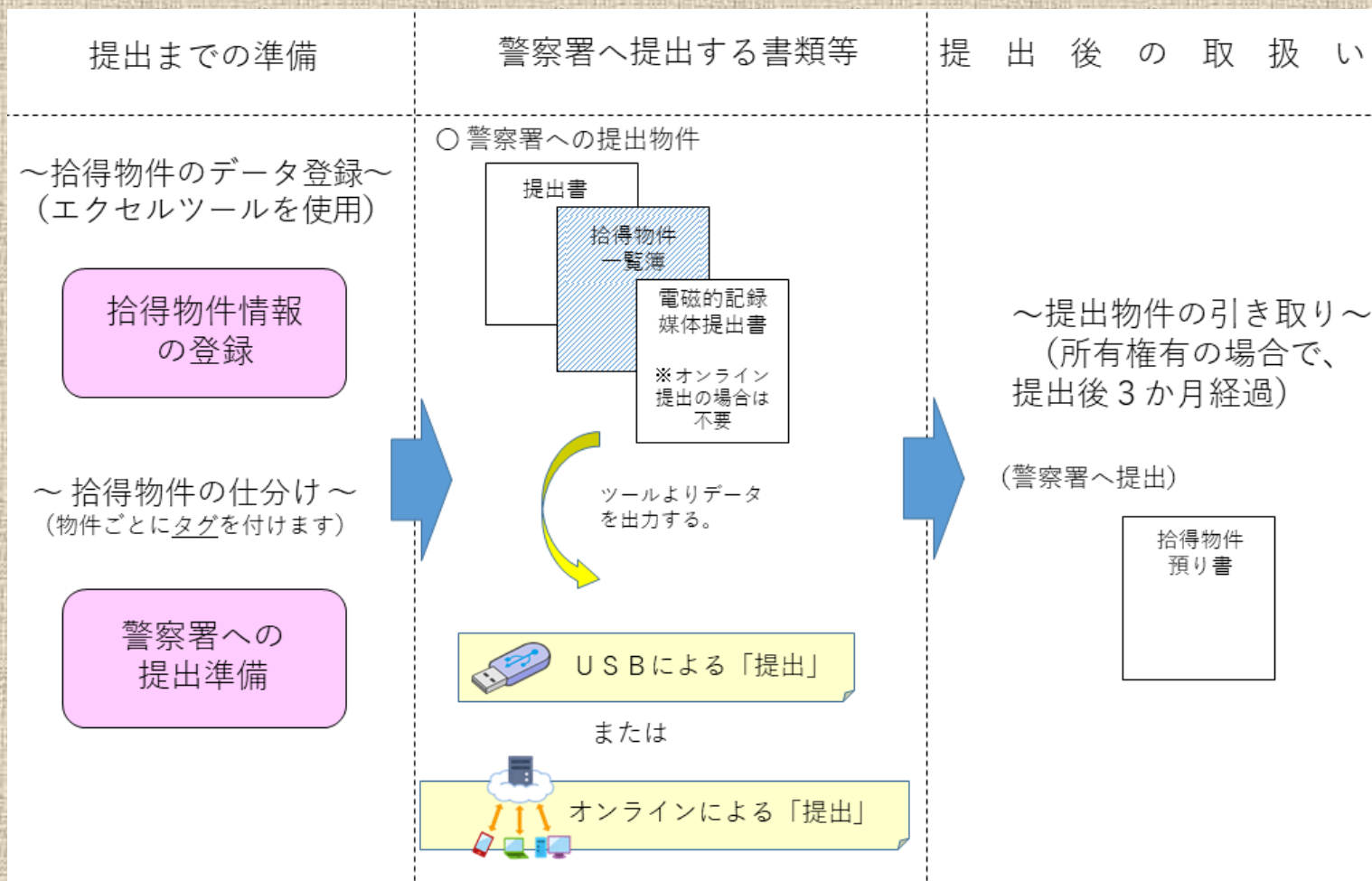
- ・ 拾得物の適正な管理
- ・ 提出書作成の省力化

が可能となります。

【遺失物管理ツールの使用方法】(次ページのイメージ図参照)

- ① 警察署において、遺失物管理ツールをデータで受け取る。
- ② 施設占有者のパソコンに遺失物管理ツールを取込み、施設内の拾得物件情報を登録していく。
- ③ 登録した物件情報及び施設占有者情報をデータ出力し、オンライン又は外部記録媒体により警察署へ提出する。(遺失物管理ツールから出力した提出書、拾得物件と併せて警察署へ提出。)
- ④ 警察署にて物件情報等を取込後、預り書を施設占有者へ交付

○遺失物管理ツールを使用する際のイメージ図



☆「遺失物管理ツールがどのようなものか詳しく知りたい。」「遺失物管理ツールをぜひ使用したい。」等のご要望があれば、最寄りの警察署会計課へお問い合わせください。

最後に...



遺失物法第12条

「警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」

この規定により、「遺失者への返還のため必要があるとき」に、遺失者に物件を返還するために必要な情報(例えば、遺失者の氏名等)に関する照会を受けた者は、これに回答する義務があります。

照会の相手方から文書による照会を求められた場合は、「拾得物件関係事項照会書」により照会を行います。(電話等口頭による照会が可能な場合は、様式を用いず、電話等口頭による照会を行います。)

☆質疑等ありましたら、最寄りの警察署会計課までご連絡ください☆